

指定通所介護・指定第一号通所事業 重要事項説明書

飯田川デイサービスセンターわかば園

当事業所は利用者に対して指定通所介護・指定第一号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ふたあら福祉会
- (2) 法人所在地 秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168-1
- (3) 電話番号 018-877-7077
- (4) 代表者氏名 理事長 齊藤 豊隆
- (5) 設立年月 平成3年5月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護・指定第一号通所事業
平成12年4月1日指定 秋田県0572305167号
*当事業所は特別養護老人ホームわかば園に併設されています。

(2) 事業所の目的

当事業所は利用者が居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び日常生活訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上を図ることができるようにサービスの提供に努める。また、同時に利用者の家族が身体的・精神的な負担の軽減を図れるように援助を行うことを目的とする。

- (3) 事業所の名称 飯田川デイサービスセンターわかば園
- (4) 事業所の所在地 秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168-1
- (5) 電話番号 018-877-7077
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 高橋 和佳子
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 当事業所において提供する指定通所介護・指定第一号通所事業は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとする。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画又は個別サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ③ 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明する。
- ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

- ⑤ 常に、提供した指定通所介護・指定第一号通所事業の質の管理、評価を行う。
- ⑥ 居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護・指定第一号通所事業を提供する。
- (8) 開設年月日 平成4年10月1日
- (9) 利用定員 30人

3. 通常の事業の実施地域及び営業日、営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 潟上市、井川町、秋田市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（但し1月1日から3日及び12月31日を除く）
営業時間	午前9時00分～午後4時00分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護・指定第一号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤数	備考（資格など）
管理者	1人	社会福祉士
生活相談員	2人以上	社会福祉主事
看護職員	2人以上	正看護師、准看護師 機能訓練指導員兼務
介護職員	5人以上	介護福祉士 デイサービス生活相談員兼務
機能訓練指導員	2人以上	看護職員兼務
調理職員	2人	

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8:00 ～ 17:00 8:00 ～ 13:00 8:40 ～ 17:40 9:00 ～ 18:00 ☆職員 1 名あたり利用者 5 名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間：8:00 ～ 17:00 8:40 ～ 17:40 9:00 ～ 18:00 ☆営業時間帯は、1 名の看護職員が勤務します。
3. 生活相談員	勤務時間：8:00 ～ 17:00 8:40 ～ 17:40 9:00 ～ 18:00 ☆営業時間帯は、1 名の生活相談員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | | |
|-----|----------------------|
| (1) | 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) | 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 7 割から 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

・利用者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練及びレクリエーション

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・軽い体操やゲーム・創作活動等の行事を通して利用者の交流を図ります。

④ 送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と当事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。(下記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

利用時間 9:00 ~ 16:00 食事代は含まれておりません。昼食代は別途(500円)です。

①通所介護<通常規模型 7時間以上8時間未満>(1回あたり)

介護度	利用料	入浴介助 加算(I)	サービス提供体制 強化加算(I)	利用者負担(合計金額)		
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要介護1	6,580円	400円	220円	720円	1,440円	2,160円
要介護2	7,770円			839円	1,678円	2,517円
要介護3	9,000円			962円	1,924円	2,886円
要介護4	10,230円			1,085円	2,170円	3,255円
要介護5	11,480円			1,210円	2,420円	3,630円

②通所型サービス

総合事業対象者(週1回程度)・要支援1

利用頻度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算(I)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月4回まで	4,360円/1回	880円/月	$436円 \times \text{回数} + (88)$	$872円 \times \text{回数} + (176)$	$1,308円 \times \text{回数} + (264)$
月4回越え	17,980円/月		1,798円	3,596円	5,394円

総合事業対象者(週2回程度)・要支援2

利用頻度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算(I)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月8回まで	4,470円/1回	1,760円/月	$447円 \times \text{回数} + (176)$	$894円 \times \text{回数} + (352)$	$1,341円 \times \text{回数} + (528)$
月8回越え	36,210円/月		3,621円	7,242円	10,863円

③通所型サービスA

総合事業対象者（週1回程度）・要支援1

利用頻度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月4回まで	3,050円/1回	305円×回数	610円×回数	915円×回数
月4回越え	12,590円/月	1,259円	2,518円	3,777円

総合事業対象者（週2回程度）・要支援2

利用頻度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
月8回まで	3,130円/1回	313円×回数	626円×回数	939円×回数
月8回越え	25,350円/月	2,535円	5,070円	7,605円

☆サービス提供体制強化加算（I）は、介護職員のうち、介護福祉士の資格者を70%以上配置している。または、勤続10年以上の介護福祉士の資格者を25%以上配置しているため加算させていただきます。

☆家族が送迎した場合は、片道470円（1割負担47円・2割負担94円・3割負担141円）減算となります。

☆延長利用時は、下記のとおり延長加算を頂きます。

9時間以上10時間未満利用は 500円（1割負担50円・2割負担100円・3割負担150円）

10時間以上11時間未満利用は 1,000円（1割負担100円・2割負担200円・3割負担300円）

※①通所介護、②通所型サービス、③通所型サービスA、には別途、月の合計額に9.2%の介護職員等処遇改善加算Iが加わります。介護職員等処遇改善加算とは、介護職員の人材確保を更に推し進め、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を図る加算です。

☆利用者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者の負担割合に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（２） 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供

利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1回あたり 昼食（500円）

- ・当事業所では、併設施設栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼食 12：00

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更することがあります。その場合事前に変更する事由と内容について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

（３） 利用の中止、変更、追加

○利用者の都合により、指定通所介護・指定第一号通所事業の利用を中止する場合は、当日の午前8時00分までご連絡ください。又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には指定通所介護・指定第一号通所事業の実施日の前日までに当事業所に申し出てください。

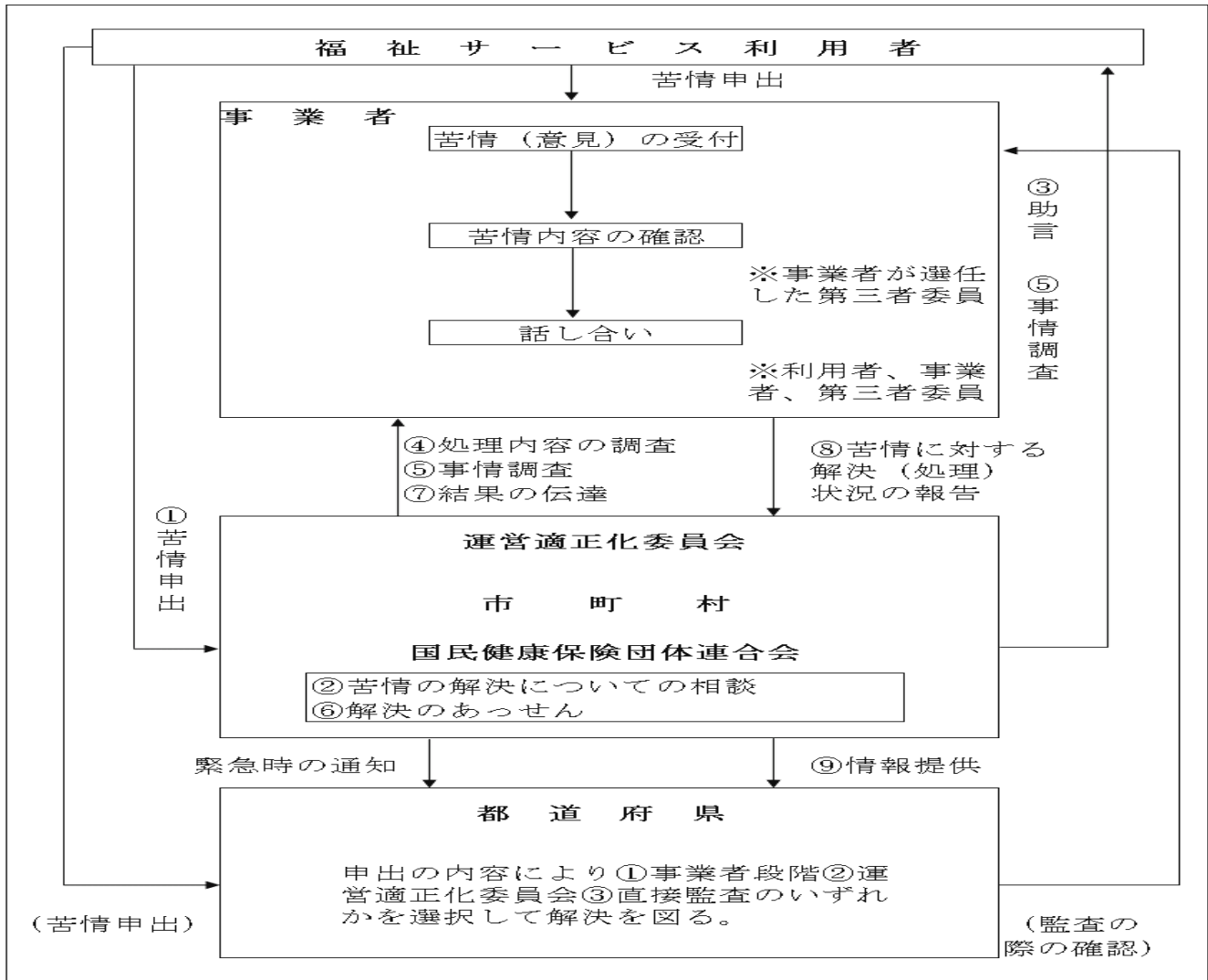
○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼動状況により利用者の希望する期間に指定通所介護・指定第一号通所事業の提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

飯田川デイサービスセンターわかば園	担当者：岩崎 孝一郎
	対応時間：月曜日から土曜日の午前8時00分～ 午後5時00分但し、12月31日から1月3日までを除く。
	電話：018-877-7077 FAX：018-877-7036
	めやす箱：玄関に設置
社会福祉法人 ふたあら福祉会 サービス苦情処理解決第三者委員会	鏡 智子 淡路 典子 小玉 喜久子
秋田県運営適正化委員会	秋田県福祉サービス相談支援センター 電話：018-864-2726 FAX：018-864-2702
潟 上 市	長寿社会課 電話：018-853-5323
井 川 町	健康福祉班 電話：018-874-4417
秋 田 市	介護保険課 電話：018-888-5672
秋田県国民健康保険団体連合会	相談専用電話 電話：018-883-1550

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



7. 非常災害対策

- (1) 担当者(防火管理者) 災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者) 職・氏名(センター長 鈴木信久)
- (2) 非常時の対応——別に定める「特別養護老人ホームわかば園消防計画」等により対応します。
- (3) 非常通報の体制——非常火災通報体制は、非常通報装置により所轄消防署への通報および施設職員への連絡体制を確保しています。
- (4) 近隣との協力関係——飯田川第1消防分団および羽立1町内会、田屋町内会と非常時の応援協力体制を確保している。
- (5) 平常時の訓練と防災設備
——別に定める「特別養護老人ホームわかば園」消防計画により、消防法に定められた総合訓練を年1回以上、

利用者の方も参加して実施します。また、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

- (6) 防災設備の概要——消防法および建築基準法に定められた火災報知器(全室および廊下)、及びスプリンクラー、消火器(屋内27本)、屋内消火栓11基、避難誘導灯21灯、非常照明(各室、廊下、ホール)、非常用発電機1台、他担架等

8. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 事故発生時の対応

指定通所介護・指定第一号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県及び秋田地域振興局、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。そして、事故発生の実態を正確に記録・調査し、利用者の家族等に事故発生状況やその後の対応について説明致します。また、その分析を通じた改善策についての研修を職員に対し定期的に行います。事故発生防止のための

委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

利用者に対する指定通所介護・指定第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 施設利用の留意事項

ご不明な点や下記以外についてのご相談は、ご遠慮なくお申し出下さい。

(1) 現在、感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・疥癬・MRSA・ヘルペスなど）に罹っている場合、速やかに連絡するとともに、専門医の診察を受け完治したとの診断を受けるまでご利用になれません。

ご利用中に感染症の疑いがある場合、当センターの看護師よりご連絡いたしますので、専門の医療機関を受診してお知らせ下さい。また、風邪を引いている方はご遠慮下さい。

(2) 喫煙は指定の場所にてお願いいたします。

(3) 当センター内での飲酒はお断りいたします。ただし、わかば園の行事等で出された酒類はこの限りではありません。

(4) 現金の管理は致しません。

(5) 宗教・政治活動については一切その活動をお断りいたします。

(6) ペットの持ち込みは出来ません。

(7) ご利用料は法律の改正等により変更する事があります。

(8) 利用者が、他の利用者や職員に対し、著しい迷惑になる行為（全てのハラスメント行為等）があり、話し合いにより改善される見通しがない場合は、家族と事業所双方で協議し、今後の処置を決めます。

1 2. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	令和	年	月	日
		結果の開示	1 あり	2 なし		
2 なし						
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日				
		評価機関名称				
		結果の開示	1 あり	2 なし		
2 なし						

1 3. 利用者に対する虐待の防止等

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(3) 虐待防止のための指針の整備を行ないます。

(4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

高齢者虐待対応窓口

当事業所虐待防止に関する責任者	生活相談員 岩崎孝一郎 TEL 018-877-7077
秋田県健康福祉部 長寿社会課	TEL 018-860-1361
潟上市地域包括支援センター	TEL 018-853-5318

1.4. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

指定通所介護・指定第一号通所事業の提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

飯田川デイサービスセンターわかば園

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通
所介護・指定第一号通所事業の提供に同意し、受領しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者家族 住 所 _____

氏 名 _____ 印